

平成26年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年9月9日(火)

議事日程(第3号)

平成26年9月9日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	2番	井坂孝行	議員
3番	藤田謙二	議員	4番	赤堀平二郎	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷涉	議員
7番	鈴木二郎	議員	8番	平山晶邦	議員
9番	益子慎哉	議員	12番	高星勝幸	議員
13番	成井小太郎	議員	14番	茅根猛	議員
15番	福地正文	議員	16番	川又照雄	議員
17番	後藤守	議員	18番	黒沢義久	議員
19番	高木将	議員	20番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	植木宏	総務部長
加瀬智明	政策企画部長	荻津一成	市民生活部長
西野千里	保健福祉部長	滑川裕	農政部長
樫村浩治	商工観光部長	生田目好美	建設部長
斎藤広美	会計管理者	井坂光利	上下水道部長
福地壽之	消防長	山崎修一	教育次長
宇野智明	秘書課長	笹川雅之	総務課長
大和田隆	監査委員		

事務局職員出席者

吉成賢一	事務局長	榊一行	事務局次長
------	------	-----	-------

午前10時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は20名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○深谷秀峰議長 諸般の報告を行います。

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告書が、別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○深谷秀峰議長 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

6番深谷渉議員の発言を許します。深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） おはようございます。初めに、7月の市議会議員選挙におきまして、多くの市民の皆様から負託をいただきましたことに感謝申し上げ、これからの4年間、市民のためにしっかりと働いてまいりますこととお誓い申し上げます。

さて、平成26年8月豪雨により、広島市や福知山市を初め、多くの地域で土砂災害や洪水により多くの方々が亡くなり、また被災されました。亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被害に遭われた方々に対しお見舞い申し上げます。

「土砂災害防止法」がありながら、あれだけの大きな被害となり尊い人命を失いました。どこに問題があってどう改善すれば将来の災害を防げるのか、国を挙げて取り組まなければならない問題として、公明党は党代表を初め、現場を視察し、法改正を含め警戒区域指定が進むよう、財政、技術両面で支援できる体制を進めていきます。本市でも危険箇所の点検や対策など、最善の努力をお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、地域振興策についてでございます。

税金に頼らない資金調達について、「クラウドファンディング」の認識についてお伺いいたします。

クラウドファンディングとは、賛同するアイデアやプロジェクトに対して、誰でも簡単に寄附や少額のお金を支払うことができるネット上の仕組みのことであります。神奈川県鎌倉市の商工観光課は、昨年11月1日、クラウドファンディングを通じた観光施設整備事業「かまくら想いプロジェクト」を開始いたしました。鎌倉市は、施設整備にかかわる寄附を日本最大の寄附型クラウドファンディングプラットフォームである一般社団法人を通じて募りました。地方自治体が主体となり、観光施設整備事業のためにクラウドファンディングの手法を使って資金調達を行う試みは、全国初として注目を集めております。そこでこのクラウドファンディングの認識についてお伺いをいたします。

続きまして、このクラウドファンディングによる資金調達の導入についてお伺いをいたします。

東日本大震災後、被災した中小零細企業が何とか会社を再建しなければと、資金を集めるためにネットで呼びかける手法が日本にも芽生え始めました。企業は生産ができるようになったら、その会社の商品を資金提供者に贈るなどのお返しを計画します。

先ほどの「かまくら想いプロジェクト」は、10カ所に観光ルート板を新設しようとするプロジェクトでございます。ルート板を設置するには、1基につき約10万円の費用が必要で、本プロジェクトでは1口1万円として寄附を募り、そのお礼として寄附をいただいた方のお名前を新設するルート板に刻みます。今後税金に頼らない施策の1つとして、インターネットで不特定多数の人々から小口の資金を集めるクラウドファンディングを活用し、地域振興に生かそうとする取り組みが徐々に広がってくるのではないのでしょうか。本市における地域振興事業の予算確保のための新たな手法として、導入に対するご所見をお伺いいたします。

続きまして、ふるさと納税の本市の現状についてお伺いいたします。

今月の3日、安倍海造内閣が発足いたしました。今回の内閣は、地方創成を1つの重点課題として取り組む方針で地方創成担当相が新設されました。地方に焦点を当てた力強い政策を期待いたします。

今年の8月、ふるさと納税制度を来年度拡充する方針を固めたとの報道がありました。税金が軽減される寄附の上限を2倍に引き上げるほか、関連手続を簡素化する方針であります。ふるさと納税は、現在住んでいるところ以外の自治体に2,000円を超す額を寄附すれば、居住自治体の個人住民税や所得税が控除される仕組みで、2008年に始まっていることはご承知のことと思います。年収や世帯構成に応じて控除額は異なりますが、現行では住民税の約1割が上限となっております。これを約2割にする方向であります。各自治体がお返しとして地域の特産品を贈るなどの趣向をこらし、制度の利用者は増加しております。

総務省は昨年、開始以来となる全国調査をいたしました。その結果、都道府県と市町村を合わせた寄附件数が、制度開始2008年の約3万人、総額73億円から2012年には約11万人、130億円と増加しております。しかし、そのふるさと納税に対する取り組みは、各自治体でかなりの違いがあり、その取り組みによって寄附者数、寄附金額に大きな違いがあらわれております。そこで本市のふるさと納税の現状をお伺いいたします。

続きまして、ふるさと納税の拡充についてお伺いいたします。

ふるさと納税制度は、専用のポータルサイトなどもできていて、寄附者に対しての贈り物ランキングなど各地の取り組み状況が一目でわかるものがあります。これは各自治体の特産品の大きなPRにもなり地域振興策として大いに利用できる制度であります。

宮崎県の三股町の取り組みは、現在大きな反響を呼んでいます。三股町では今年4月から、寄附者に対して最大で宮崎牛1頭分の肉を贈る取り組みを始めたところ、当初予定していた3頭分の計900万円もの寄附が集まりました。町のPRとしてふるさと納税に取り組んできた副町長は、「全国に日本一の宮崎牛が届けられて町の発展にもつながる」とコメントしておりました。寄附金は今年の5月末で既に1,257件で、約4,000万円に拡大しております。本市でも市のPRとして、地域振興のためになるふるさと納税の拡充を図るお考えがあるかどうか、ご所見をお伺いいたします。

2つ目として、子育て支援についてお伺いいたします。

寡婦控除のみなし適用についてでございます。

国において、離婚や死別のために母子家庭、または父子家庭となったご家庭には、所得控除の優遇措置として寡婦控除があります。しかし、同じ母子家庭であっても入籍をせずに子どもを産み育てている未婚の家庭の場合は、この寡婦控除の対象となりません。これは古くからある「寡婦」という言葉の定義によるもので、未婚の母子家庭には適用されないとのことであります。しかし昭和39年に制定された「母子及び寡婦福祉法」——議案にもありますとおり、今年の10月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」でありますけれども、この第6条において、配偶者の定義を「婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にあるものを含む」としており、婚姻届の有無の区別はありません。税法上の措置だけが改正されないため、未婚の母子家庭は所得に応じて算定される保育料や公営住宅の家賃、国民健康保険税などの負担が同じ母子家庭でも負担が大きくなるという現状があります。

厚生労働省の平成23年度全国母子世帯等調査結果によると、20歳以下の子どもがいる母子家庭は推計123万8,000世帯で、平成18年度に比べると8万7,000世帯も増えております。一方、母子家庭は推計で22万3,000世帯、母子家庭と父子家庭を合わせたひとり親家庭は146万1,000世帯に上ります。そのうち未婚の家庭は7.8%で、約10万世帯と20年ほどで3倍以上に増えているとのことあります。母子家庭の平均年収は、一般世帯を100とすると37.8と低く、未婚の母子家庭は配偶者からの養育費や保険、年金等が受けられないため、さらに低いとされております。

どのような理由があれば、我が子を懸命に育てているお母さんを婚姻届があるなしだけで差別することは、子育て支援の観点から納得できるものではありません。国の税法上の改正がなければ根本的な救済には至りませんが、この問題について、岡山市や千葉市を初め全国の多くの自治体が徐々に、未婚だけが優遇措置を受けられない理由がないとして自治体の自主権としてできる保育料や公営住宅の家賃等の算定に寡婦控除のみなし適用し、子育て支援策をとっています。

そこで3点質問いたします。本市のひとり親世帯のうち、未婚の母子家庭世帯はどのぐらいおられるのかお伺いいたします。2つ目として、現在保育料、学童保育料や市営住宅の家賃等の算

定に当たり寡婦控除の適用を図っておられると思いますが、このように税法上優遇される世帯と未婚の母子家庭のように適用外となる世帯に対してどのように認識されているのかお伺いいたします。3つ目として、未婚の母子家庭の方は、日本の結婚観や家族観の中でまだまだ許容されにくい現実があります。さらに経済的に厳しい状況を抱えております。そんな中でも子どもを懸命に育てているご家庭の支援策として、子育て上手をうたっている本市においても寡婦控除のみならず適用を導入すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

3点目に、消費者教育についてお伺いをいたします。

消費者教育の充実についてでございます。

消費者教育の推進に関する法律についてお伺いいたします。近年ネット社会の進展に伴って消費者トラブルが相次いでおります。新聞紙上には毎日のようにそのトラブルの記事が見受けられます。高度情報化、グローバル化が急速に進み、消費者生活環境が多様化、複雑化している中で、子どもや若者が一人の消費者として安全に自発的に行動できるよう早期からの消費者教育を充実させることや、高齢者を中心にふだん自宅にいる市民への消費者教育の機会を設けることが喫緊の課題となっております。こうした課題に対応するため、具体的には2012年に消費者教育の推進に関する法律が施行されております。この法律の概要についてご教示をお願いします。

2つ目に、本市の消費者トラブルの相談件数とその内容についてお伺いいたします。本年6月に政府が閣議決定した消費者白書によると、2013年度は全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブルの相談件数が約92万5,000件と9年ぶりに増加に転じ、42都道府県で2012年度を上回る結果となっております。消費者庁は、65歳以上の高齢者からの相談件数が前年度より5万3,000件多い26万7,000件と、人口の伸びを大幅に上回るペースで増えているのが大きな要因と分析しております。その他未成年に関する相談件数が2010年度以降、毎年度約2倍のペースで増加していることも問題となっております。

最近では、子どもが親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけているのが現状です。そこで、本市の直近の相談件数の推移と最近の傾向をどのように分析されているのかお伺いをいたします。

続きまして、消費者教育の推進に関する法律には、「学校における消費者教育の推進として、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校の授業、その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない」と義務づけております。本市の学校における消費者教育の現状と今後の取り組みについてご所見をお伺いいたします。

次に同様に、「地域における消費者教育の推進においては、高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員、社会福祉士主事、介護福祉士、その他高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対して、研修の実施、情報の提供、その他の必要な措置を講じなければならない」と義務づけております。本市の地域における消費者教育の現状と今後の取り組みについてご所見をお伺いいたします。

最後に、消費者教育の推進に関する法律には、この法律の基本方針を踏まえ、当該市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないとしております。これは努力義務になっておりますが、本市における消費者教育推進計画の策定についてどのようなお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

以上で私の最初の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

[植木宏総務部長 登壇]

○植木宏総務部長 税金に頼らない資金調達についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、クラウドファンディングの認識についてでございますが、議員ご発言にございましたように、不特定多数の人からインターネット経由で資金調達を行うもので、国内におきましては東日本大震災をきっかけに注目され始め、自治体におきましても新たな可能性を秘めた資金調達の手法であると認識をいたしているところでございます。また、自治体の導入状況を見ますとまだまだ少ない状況ではございますが、鎌倉市や夕張市などにおいて導入されているところでございます。

続きまして、本市におけるクラウドファンディングの導入についてでございます。先ほど申し上げましたとおり、まだ自治体における導入実績が少ない状況にございますので、今後先進事例等を調査研究しつつ、どのような手法が効果的のかなど検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ふるさと納税の本市の現状についてでございます。本市におきましては、平成20年度より実施をいたしているところでございます。過去3年間の実績でございますが、平成23年度は9件で373万円、平成24年度は11件で341万円、平成25年度は14件で264万9,000円でございます。なお、寄附をいただいた方に対しましては、全員に礼状と市内3施設——これは金砂の湯、竜っちゃん乃湯、ぬく森の湯でございますけれども、これらの共通入浴券5枚つづり、また、非売品でございます常陸太田市の歌「空があるまち」のCDなどを贈らせていただいているところでございます。

最後に、ふるさと納税の拡充についてでございますが、テレビや新聞報道にもございますように、寄附をされた方に対するお礼の品として地域の特産品等を贈る自治体も増え、このことにより人気が高まり寄附金額が増額となっている状況でございます。また、国におきましても地方への寄附を活発化させるため、ふるさと納税制度について税金が軽減される寄附の上限額を現在の個人住民税の約1割から2割へ引き上げ、手続も簡素化するといった検討が始められたことが新聞等で報道されたところでございます。これらのことから、本市におきましても寄附をされた方へのお礼の品としまして、市のPRを兼ねた特産品の送付について現在検討をいたしているところでございます。今後、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえつつ、お礼の品の見直しや効果的な周知方法など、さらに検討を重ねまして来年度より実施したいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

[西野千里保健福祉部長 登壇]

○西野千里保健福祉部長 子育て支援についてのご質問で、寡婦控除のみなし適用についてのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の本市の未婚の母子家庭世帯についてでございますが、本年9月1日現在、ひとり親家庭のうち経済的支援が必要な、いわゆる児童扶養手当の受給対象世帯が279世帯ございまして、そのうち母子家庭世帯につきましては246世帯でございます。その内訳といたしましては、離婚によるものが207世帯、死別によるものが1世帯、妊娠をしながら諸般の事情により結婚していない、いわゆる未婚によるものが37世帯でございます。

次に、2つ目の寡婦控除適用世帯と適用外世帯との認識についてでございますが、寡婦控除につきましては、議員のご発言にもございましたように、配偶者と死別、離別した人が所得や扶養親族のあるなしに伴い受けることができる所得税法上の控除でございます。基本は27万円、特定の場合には35万円の控除が受けられることになるため、寡婦控除適用世帯と適用外世帯の間では、所得税あるいは住民税、国民健康保険税や保険料などの一定の影響がある、いわゆる差異が生じるものと認識いたしてございます。

最後に、3つ目の寡婦控除のみなし適用の導入についてでございますが、未婚の母子家庭世帯におきましては、議員ご発言のように、同じ母子家庭世帯でありながら寡婦控除を受けることができないために、前段で申し上げましたように保育料などにおいて差異が生じる状況となることから寡婦とみなしをいたしまして、母子家庭の充実、いわゆる負担の軽減を図る市町村が少しずつ増えてきている状況でございます。

県内市町村の状況を申し上げますと、保育料につきましては、お隣の那珂市、龍ヶ崎市、土浦市、守谷市などが導入しており、また、放課後児童クラブにつきましては、那珂市、守谷市が導入をいたしているところでございます。

しかしながら、この寡婦控除のみなし適用の導入につきましては、自治体間におきまして考え方や方向性、あるいは適用の範囲などが必ずしも統一されていない状況にございまして、また、所得税法上の取り扱いにも関係した問題でもございますので、今後の国の動向や他の自治体の動きなどの情報収集し、税あるいは国民健康保険税などへの影響も十分見きわめた上で未婚のひとり親家庭の負担軽減の可能性について研究、検討をしてみたいと考えております。

なお、本市ではご質問の寡婦控除のみなし適用の導入にかかわらず、保育料及び放課後児童クラブの利用料につきましては、未婚の母子家庭世帯も含めたひとり親世帯に対し、既に減額措置を講じているところでございます。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 消費者教育に関するご質問のうち、4項目のご質問についてお答えいたします。

初めに、消費者教育の推進に関する法律についてのご質問にお答えいたします。

消費者教育の推進に当たりましては、消費者を取り巻く環境の変化に対応すべく、平成16年に改正施行された「消費者基本法」において、消費者の自立の支援が消費者の政策の基本におか

れ、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを尊重することが規定されました。そしてこれに基づき、国及び地方公共団体は、消費者に対する情報提供や啓発及び消費者教育を行ってきたところでございます。

しかし、現代社会において消費者が身につけておくべき知識は日々変化しており、消費者教育が消費者に十分浸透しているとは言いがたい現況から消費者に対する教育のより総合的かつ一体的な推進が強く求められるようになり、このような状況を踏まえ、新たに消費者教育の推進に関する法律が平成24年に制定施行されたところでございます。

この法律は、消費者が必要な情報を得て自主的かつ合理的に行動できるよう幼児期から高齢期までの生涯にわたり、それぞれの時期に応じ、また学校、地域、家庭、職域、その他のさまざまな場において、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的としておるところでございます。

次に、本市の消費者トラブルの相談件数とその内容についてのご質問にお答えいたします。

市消費生活センターに寄せられた直近の消費生活相談件数について申し上げますと、今年の7月から8月までに寄せられた相談件数は、合計83件でございます。

販売購入形態別の内訳について申し上げますと、店舗購入に関するもの11件、訪問販売に関するもの11件、通信販売に関するもの41件、マルチ商法に関するもの1件、電話勧誘に関するもの10件、ネガティブオプション、いわゆる送り付け商法に関するもの2件、その他7件でございます。

なお、商品・役務別分類で申し上げますと、83件中21件がデジタルコンテンツに関するものとなっております。全国的な傾向と同様に、本市におきましてもインターネット、携帯電話関連の相談が増えている状況でございます。

また、相談者の年代別内訳を見ますと、20歳未満2名、20歳代6名、30歳代3名、40歳代12名、50歳代21名、60歳代9名、70歳代以上26名、年齢不明4名で、青少年から高齢者まで幅広い層から相談を受けておりますが、その中でも特に60歳代以上が全体の42%と高い割合を示しております。

続きまして、地域における消費者教育についてのご質問にお答えいたします。

消費者教育につきましては、消費者教育の推進に関する法律において「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動」と定義されております。市民の消費者被害防止のためには、日常的な注意喚起及び継続的な啓発活動が必要であることから、本市の地域における対応といたしまして、まずは市広報紙及び市ホームページへの消費生活関連記事の掲載による啓発、市出前講座の開催を通じて市消費生活相談員による消費生活トラブル事例の説明及び対応方法等の周知、啓発活動、防犯講和の開催を通じて、警察署員による振り込め詐欺被害防止のための寸劇、実演を交えた啓発活動、防災行政無線放送による注意喚起及び啓発活動、消費生活トラブル事例及びその対応方法を記載した市消費生活センター作成リーフレットの全世帯配布による啓発、中学生及びその保護者、青少年、新成人、高齢者など対象ごとに作成したリーフレットの配布による啓発などを実施し、これら啓発活動を通して消費者教育に努めて

いるところでございます。

今後も市広報紙や市ホームページ等を活用した情報の提供及び各種啓発活動にさらに工夫を加え、そして関係機関団体等の連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本市の消費者教育推進計画についてのご質問にお答えいたします。

消費者教育の推進に関する法律の第10条第2項には、市町村が消費者教育に関する施策についての計画、いわゆる「消費者教育推進計画を定めるよう努めなければならない」と規定されております。本市におきましては、ただいま申しあげましたような市民の消費者被害の防止のため、さまざまな啓発活動を通じて消費者教育に努めているところです。しかし社会の高齢化、グローバル化、情報化などが進む現代におきましては、消費者が身につけておくべき知識は日々変化しており、かつて学校で学んだ知識が社会に出たときには過去の知識となってしまうことから、生涯にわたって学習する機会及びその充実が求められているところでございます。

したがって、消費者教育推進計画につきましては、本市と関係機関、団体等がより連携を密にして、消費者教育の総合的かつ一体的な推進をすることが必要であることを踏まえ、今後計画策定を前提として調査研究してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 学校における消費者教育に関するご質問にお答えいたします。

消費者を取り巻く環境は、高度情報化、国際化などの進展により複雑化、多様化し、さまざまな消費者トラブルが発生しております。このような中、児童生徒が早い段階から消費生活に関する基礎的な知識を身につけ、社会の変化に対応できるよう消費者教育を行うことが大切です。そのため、学校教育におきましては、学習指導要領で消費生活に関する事項が取り入れられ、社会科や小学校の家庭科、中学校の技術家庭科を中心に消費者教育に取り組んでいるところであります。

主に、小学校の家庭科では物や金銭の大切さやお金の計画的な使い方などを学習し、中学校の技術家庭科では小学校での学習を踏まえてクーリングオフ制度や消費上のトラブルの種類、その解決のあり方、また、消費者の権利や消費者としての責任ある行動などについて学習しております。例えば、携帯電話の高額請求などのトラブルには、実際の場面を設定し、役割の演技をしながらその対応の仕方について具体的な学習をしております。

さらに中学校の社会科では、制度や法律をもとに消費者の権利や責任について学ぶとともに、トラブルへの対応ばかりではなく、限りある資源を大切に環境に優しい消費のあり方について学ぶとともに、消費者の自立の支援を含めた消費者行政について学ぶことにより、消費者としての正しい判断力や生活管理ができる能力の育成を目指した学習をしております。

このほかにも携帯電話やインターネットなどのトラブル等については喫緊の課題でもありますので、児童や生徒ばかりでなく保護者への理解啓発を図る必要がございます。そこでPTAの研修の機会などを利用して、専門の講師を招いて講演会等を実施している学校もございます。

しかしながら依然として多くの若者や高齢者が消費者トラブルに巻き込まれる事案が報道され

ておりますので、今後は消費者庁など関係機関が作成している教材の活用を図り、より具体的な情報を得ながら、体験活動を重視して児童生徒が消費生活に関して主体的に考え、判断し、行動できるよう消費者教育の一層の充実に努めてまいります。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいまは丁寧なご答弁、大変ありがとうございました。それでは再質問に移らせていただきます。

初めに、地域振興策についてでございます。

クラウドファンディングについて、そしてまたふるさと納税について、本当にこの2つは税金に頼らない全国からの寄附によるプロジェクトになってくるかと思えます。形は違うにせよ地域振興策として非常に重要なものになってくると私は考えております。

クラウドファンディングについては、まだまだ導入が始まったばかりということでございますけれども、やはりこういったものを早くやる自治体というのは注目を集め、そしてまたそういった形でPRにもなるということでございますので、導入実績を研究するのではなくて、市独自のものができるよう研究をしていただければという思いがあります。要望いたします。

ふるさと納税についてでございますけれども、1つ目で、現在ふるさと納税に対する所管課はどちらになっているのでしょうか。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

○植木宏総務部長 財政課でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 今まで述べましたように、市のPR、そしてまた、いろいろな市の物産などを販売するに当たって財政課というのは非常に不思議だという気がしているんですけども、今後ずっと担当は財政課という方向で動かれるのでしょうか。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 現在のところ、財政課で担当する考え方でおります。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） やはり幅広くアイデアを募るためには全庁的に、または担当所管、また商工観光とか農政とか、そしてまた企画とか入りまして、副市長が先頭になるぐらいのそういった対策をぜひともこのふるさと納税に対して考えていただきたいなと要望いたします。

このふるさと納税でございますけれども、本当にいろいろな形でアイデアが出ております。皆さんもいろいろ情報等あると思うんですが、例えば100万円以上寄附した場合には、1日町長が体験できるといったところもございまして、非常にユニークな取り組みをしております。そしてまた、北海道の上士幌町などは、昨年度の寄附金は2億4,350万円、同町の町民税とほぼ同額になっているというようなところも出てきております。そういった意味で、取り組み方次第では本当に大きなものになってくると思いますので、本市としても地域振興策として、ぜひともこれを取り入れて充実させていただきたいなという思いであります。

続きまして、子育て支援についてでございます。

今後国の動向、そしてまた地域の状況を見ながら考えていくという最終的な方向でございますけれども、行政が向くのは国やほかの自治体の方向ではないと思います。やはり本市に住んでいる市民に向いていかなければならないと私は思います。地方が声を上げて実行していく、そして国を動かしていくという姿勢こそがまさに国と地方が対等である関係、そしてまた地方分権が進展していくことではないかと私は思っております。ですから、ぜひとも寡婦控除のみなし適用も本市としても取り組んでいただきたいなど、そういう姿勢で臨んでいただきたいなどと思います。

先ほど、本市として独自に学童保育料の減額措置を行っているとありましたけれども、具体的にどのような方法なのかお願いいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 先ほど答弁の中で触れさせていただきました保育料及び児童クラブ利用料の減額措置でございますけれども、まず、保育料につきましては保育料徴収規則がございまして、その中で保育料の場合は7階層にわたって所得段階等による保育料を設定しているわけでございますけれども、特に母子家庭世帯に係る第2階層、第3階層にわたりまして具体的に申し上げますと、第2階層が3歳未満の場合5,800円、3歳以上が3,900円、これを非課税世帯と同様の措置ということでゼロ円に設定してございます。また3階層でございますけれども、3歳未満が1万2,600円、3歳以上が1万700円、それぞれ1万1,900円、1万円という減額措置を、また、放課後児童クラブにつきましては、月額利用料5,000円を3,500円というような減額措置を講じているところでございます。

以上です。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） もう一度確認しますけれども、それが未婚の母子家庭に対する特別な減額措置ということで理解してよろしいのでしょうか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 未婚に特化したわけではございません。当然未婚の方も母子扱いということで同じ適用をさせていただいているということでございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 理解をいたしました。ありがとうございます。

続きまして、消費者教育についてご質問いたします。

最後の消費者教育推進計画でございますけれども、水戸市では増え続けている消費者被害防止に、消費生活の安定と向上を目的として「水戸市消費者生活条例」を今年の6月に制定いたしまして、この法律で市町村の努力義務となっている消費者教育の推進計画の策定を義務化しました。自立した市民の育成に力を注いでおるということで、全国的に注目を浴びているそうでございます。

本市としても先ほどの答弁で、「計画を策定する前提で」ということでお話がございましたけれども、現時点で目途の目安というか、その辺はどのように考えていらっしゃるのかお伺いいた

します。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 お答えいたします。

計画の目途のご質問でございますけれども、先ほどもご答弁しましたように計画に向けて調査研究をしていくということでございます、その段階でいつごろ策定すべきか決定していきたいと考えております。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) ありがとうございます。

学校教育における消費者教育、また地域における消費者教育、非常に多岐にわたってやられているということでご答弁をいただいております。推進計画というのはきちんと立てていきませんと、その場その場の対応になってきてしまうかと思えます。しっかりと消費者教育の推進計画を立てまして、それに基づいた消費者教育、学校における、また地域における消費者教育に取り組んでいただきたいと要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 次、20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番(宇野隆子議員) 日本共産党の宇野隆子です。通告に基いて一般質問を行います。

私は、7月に行われました市会議員選挙の運動に向けまして、市民の命と暮らし、そして平和を守りますと訴えていた矢先、7月1日早朝に、安倍政権が国民多数の声に背いて集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を強行いたしました。この閣議決定は、憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国へと道を開くものです。こうした憲法改定に等しい大転換を与党の密室協議を通じて、一片の閣議決定で強行するなどというのは立憲主義を根底から否定するものです。二度と戦争はしないと誓った憲法9条を生かした平和外交こそが世界の平和に貢献する道、国民の命と安全を保障する道です。

茨城新聞の「県民の声」に7月に載っておりましたが、本市の30代の青年が、戦争への道に不安と警戒の念を抱くのは私だけではないと投稿しておりました。私は、海外で戦争する国づくりを許すな、解釈で憲法9条を壊すな、この1点で多くの皆さんと力を合わせて撤回を求めて全力を尽くしていきたいと思っております。

それでは、住民の命と暮らし最優先の立場から質問を行ってまいります。

最初に、市民と地域を守る放射能汚染対策について、東海第二原発再稼働反対、廃炉について伺います。

1点目は、再稼働の動きについてです。6月14日の朝日新聞朝刊によりますと、「日本原子力発電が外部の有識者会議による監視強化や日本原電本店と東海第二原発で緊急時の対応チームを2交代制にするなどで再稼働を見据えて改善を進めたいと説明した」、このような記事と、もう一つは、日本原電安全室の森田安全推進グループマネージャーが、「次の我々の目標はやはり再稼働なので、それを見据えながら改善の取り組みをやっていきたいと話した」と、このように報

じております。適合性審査の申請は再稼働に直結しないと、日本原電は本市の大久保市長も参加する11の市町と確約しているにもかかわらず、申請した途端に、次の我々の目標はやはり再稼働と、こういう姿勢を示しております。

また日本原電は、改善の内容を説明するチラシも毎月新聞に折り込んでおります。11の市町側が日本原電に5月15日に出した「東海第二発電所の設置変更許可申請について」という文書にも反し、原子力安全協定の早期見直しなどにも答えずに再稼働の動きを強めているということについて、どのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

2点目は、県の広域避難計画についての見解と今後の方向についてです。

東海第二原発の過酷事故に備えた広域避難計画で、茨城県は8月6日、避難対象となる原発から30キロ圏の14市町村96万人の避難先を公表いたしました。約44万人が県南地域など県内に避難、約52万人が福島、栃木、群馬、埼玉、千葉県の近隣5県に受け入れてもらう計画です。避難者の放射能汚染検査と除染は30キロ圏外の避難経路にある駐車場などで実施する、施設入所者や入院患者は、バスや自衛隊車両、ヘリなどで避難させるという計画です。常陸太田市の5万4,805人は、大子町、福島県方面が避難受け入れ先となっております。県の広域避難計画が示されましたけれども、その見解と今後の方向について伺います。

3点目は、放射能による甲状腺がんの県への検査実施要望と、市が検査を実施する場合に県の支援を求めることについてです。

私はこれまでも甲状腺検査など子どもの健康診査の実施を求めてきました。放射線被曝は少量であっても将来発がんなどの健康被害が起きる危険性があります。放射線被曝の健康への影響は、これ以上なら安全というしきい値はなく、少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則です。チェルノブイリ事故でも発症は4年、5年後でした。放射能による甲状腺がんの県への検査実施を求めること、市が検査を実施する場合に県の財政支援を求めることについてご所見を伺います。

2番目に、集中豪雨等による浸水や土砂災害から市民の安全を守る対策について、1、浸水や土砂災害の防災対策について伺います。

先ほど同僚議員からもありましたけれども、広島市で起きた土砂災害によって多くの広島市民の方々が亡くなり、また行方不明者合わせて70人以上にも上る、この方々に対して心からお見舞いを申し上げます。

日本列島はこの夏も台風や記録的豪雨に襲われ、各地に大きな被害をもたらしました。地震、津波、火山の危険などもあり、日本のどの地域も災害とは決して無縁ではありません。本格的な台風シーズンを迎えます。災害による犠牲者を出さないために、国、自治体は今までの教訓に立って国土と地域の危険箇所などを総点検し、本格的な対策に全力を上げることが急がれます。そこで1点目は、災害危険箇所での総点検と土砂災害対策について伺います。

本市では、がけ崩れや地滑りなどの土砂災害が発生するおそれがある危険箇所が739カ所あり、山間部が多い本市は県内で一番多い地域となっております。このうち茨城県が指定する土砂災害警戒区域は306カ所と伺っております。災害危険箇所の総点検、そして土砂災害対策をど

のように今後進めていくのか伺います。

2点目は、ハザードマップの精度向上、普及と活用について伺います。

広島市の土砂災害では、住宅や公共施設に被害を及ぼすおそれがあるとして土砂災害警戒区域に指定されていたにも関わらず、情報が住民に十分伝わっていなかったという指摘がありました。本市の危険箇所や避難場所などが住民にどの程度周知されているのか、やはり調査をする必要があると思います。本市では、洪水ハザードマップ、土砂ハザードマップが作成され、そのマップが各戸に配布され、ホームページでも見られるようになっております。縮尺の関係などから地域レベルまで記載してありませんが、災害危険区域についての理解や現場確認をすることで安全な避難ができるようにする取り組みには大いに活用できると思います。どこの自治体でも見られると言われておりますが、配布によって完了としないで、地図の重要性や意味する内容については出前講座などを行い、また、市担当者が各地区の危険性や表示の誤差範囲、対処方法などを直接住民に説明しながら市民と行政が共有することが大事だと考えております。ハザードマップの精度向上、そして普及と活用について伺います。

3点目は、市民の確実な避難の実施に向けて、国や県と連携した避難情報の伝達体制についてです。

広島市の土砂災害で浮かび上がってきたことは、勧告、指示の遅れです。また、その勧告、指示も住民に届かなかったことが指摘されております。防災無線が設置されていなかった、設置されていた地域でも雷で聞こえなかった、特定エリアにある携帯電話に災害情報を一斉配信できる緊急速報メールで避難指示、勧告の情報を住民に伝えていなかったなど、避難情報の伝達の問題が幾つも指摘されました。本市の場合、避難場所や避難勧告を発表する基準や具体的な情報伝達の方法や体制がどのように整備されているのか伺います。

3番目に、公契約の適正化についてお伺いいたします。

公共事業の契約について、昨今入札不調となるケースが重大な問題として伝えられております。東日本大震災被災地における復興事業や東京オリンピックに向けた公共事業等で建設関連の人で不足、さらに資材の高騰などが主な要因とされております。この間、国土交通省は2回にわたって公共工事設計労務単価を引き上げておりますが、人手不足の背景には、長年にわたる現場で働く人たちの劣悪な労働条件の問題から人材育成が大きく立ち後れているということもあるのではないかと思います。

本市では、資材や人件費の高騰を理由とした公共事業の高落札率や入札辞退が目立って、本来の適正な競争性が得られないようなことが起こっております。人件費が上がっても、果たして下請の労働者の労賃がどうなっているのか懸念されます。

自治体が生活できる賃金など人間らしく働くことのできる労働条件を定めることは、公共サービスの質を向上させ、賃金を底上げして地域経済の活性化にもつながっていくわけです。貧困をなくす地域からの声を大きく広げること、これが今強く求められております。公契約条例の制定を求めますがご所見を伺います。

4番目に、子ども・子育て支援新制度の問題点と課題について伺います。来年4月から本格実

施される新制度には、幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるとありますが、問題、課題も多いと思います。そこで4点について伺います。

1点目は、子ども・子育て支援新制度についてです。新制度の問題点について、私は5点にわたって述べたいと思いますが、1つは、保育に対する公的責任の後退です。2つ目に、新システムの施行により、保育所の新設や増改築費に4分の3を国と市町村が負担してきた国庫補助制度、今の「安心こども基金」がなくなり保育所を増やすことが困難になります。3つとして、保育施設が幾種類にも区分されて保育基準の違いが広がることです。4つ目に、親の就労時間によって1カ月に利用できる保育時間の上限が決められるということです。そして5つとして、保育時間の上限を超えた分の保育料は自己負担となって上乘せされる、このような問題があると思います。本市ではこうした問題点についてどのような認識を持っておられるのか伺います。

十分な準備がなされないまま実施される新制度は、5年間の事業計画実施期間内にさまざまな経過措置がとられることになっております。実施主体である市町村で判断すべきことが多くなります。その際の視点、課題として、②点目として、子どもの権利保障を基本に格差のない保育教育、③点目に、「児童福祉法」24条1項、市町村の保育実施責任を最大限生かすこと、そして④点目は、現行保育水準を後退させずに維持拡充を図ることが重要だと思います。子ども・子育て支援新制度の問題点と今後の取り組みについて4点上げましたが、一括で答弁いただいても結構ですのでお願いいたします。

5番目に、国保税の引き下げについて伺います。

日本共産党と私が4月から5月にかけて行ってきた市民アンケートでは、約7割の市民が国保税が高いと回答しております。国保税が高過ぎる原因は、国が医療費への国庫負担金を年々減らしてきたことにあります。国保の総会計に占める国庫支出の割合が、1984年度の約50%から2009年度に25%に減らされております。もともと国保は、年金生活者や自営業者などが加入することから国庫支出金がなければ運営はできず、国保世帯の保険税として重くのしかかってくることになります。国庫負担金をもとに戻すよう国に強く求めたいと思います。

厚生労働省が公的医療機関の保険料金負担比較として出している資料を見ますと、所得に対する保険料負担は国保が9.7%、協会健保が7.2%、組合健保5.0%、共済組合が4.9%となっております。ただし国保で言えば、保険料として賦課できない限度額を超えた部分の所得まで含めていて、実際に保険料を賦課している所得はもっと少なく負担率はもっと高くなるわけです。実際の負担感で見ると所得の1割よりも国保税は高くなると思います。

国民健康保険の単年度決算は黒字会計です。2012年度は6億5,355万円の黒字です。また、何でも必要なときに使える財政調整基金、2012年度で44億7,000万円もため込まれております。国保加入世帯数は全世帯数の43%に当たる約8,700世帯です。財政調整基金から8,700万円回せば1世帯1万円の引き下げができます。財政調整基金を使って国保税1世帯当たり1万円の引き下げに役立ててほしいと思いますが、いかがでしょうか。

6番目に、特定健診結果の特定保健指導について伺います。

2008年にメタボリックシンドローム対策に重点を置いた特定健康診査・特定保健指導が義

務化されてから5年がたちました。本市の2008年度の1人当たりの年間医療費は、その当時県内で2番目に高くなっております。保健指導等の整備など予防対策が求められていると思います。

1点目は、特定保健指導の利用の現状についてです。特定健診の結果で特定保健指導の利用、実施率がどのように推移しているのか、現状について伺います。

2点目は、100%を目指す特定保健指導利用の取り組みについてです。現在、本市の特定健康診査、特定保健指導は、昨年策定された2013年度から2017年度までの5年間の第2期特定健康診査等実施計画に基づいて進められております。この計画を見ますと、特定保健指導実施率を毎年5%ずつ引き上げ、最終年の2017年度に60%に引き上げると、このような計画となっております。

数年前、私は保健指導が大変進んでいるという上越市を視察してまいりました。厚生労働省が定める特定保健指導対象者以外にも市独自の基準で対象者を明確化して訪問指導を行っております。2017年度に60%達成、さらには100%を目指していく上で、特定保健指導が実践できるよう保健師や管理栄養士の人材確保が必要だと思いますが、目標達成までの具体的な計画、そして取り組みを伺います。

7番目に、再生可能・自然エネルギー活用の現状と今後の方針について伺います。

再生可能・自然エネルギーを活用してエネルギー需給率を高めることは、地球温暖化防止はもちろんのこと、地域に新しい仕事と雇用を創出可能なことから地域経済の活性化にもつながるといふ観点で、私は再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用の取り組みについて繰り返し取り上げてきました。市内各地を歩いて見ますと、住宅の屋根はもちろん、遊休地を利用した太陽光発電の設置が急速に増えているのではないかと実感しておりますが、太陽光を初め、風力、小水力、バイオマスなど、再生可能・自然エネルギー活用の現状について伺います。

本市は里美地区で水力発電、風力発電が稼働しております。太陽光発電メガソーラーが設置されてきております。さらに水力、バイオマスなど本市の豊かな自然エネルギー活用を計画的に進めていけば先進地域になると私は思っております。平成26年度から平成30年度まで、第2次常陸太田市環境基本計画に基づいて推進していくことになると思います。民間の誘致を進めるとともに、本市としても公共施設に太陽光発電を積極的に設置していくことも必要だと思います。今後の市の方針についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

[植木宏総務部長 登壇]

○植木宏総務部長 初めに、市民と地域を守る放射能汚染対策について、東海第二原発について2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、東海第二原発の再稼働の動きについての見解についてでございますが、東海第二発電所の新規制基準への適合性に係る原子炉設置変更許可申請、いわゆる安全審査申請につきましては、現在、原子力規制委員会において審査中でございます。この審査状況につきまして注

視をしている状況でございます。

この安全審査の申請がされることに当たりましては、原子力所在地首長懇談会及び県央首長懇談会、これらの構成11市町村において、安全審査申請について、あくまでも施設の安全性を確認するためのものであり再稼働に直結するものではないことを申し入れまして、事業所と双方において確認いたしているところでございます。このほか、この申し出におきまして安全審査申請をする事業所の説明責任として、関係市町村の議会や市民の皆様への説明、情報提供を求めておりまして、既にチラシの折り込みがされているところでもあります。今後、当市議会や市民の皆様への説明会を開催していくと聞いているところでございます。

また、今年3月5日に締結いたしました安全協定の見直しについての覚書におきましても、関係自治体との安全協定の見直しが完了しなければ再稼働の議論には進まないものと考えているところございまして、この間、関係自治体の担当者を集め、日本原子力発電株式会社による説明会が2回開催されておりますけれども、見直しの具体的な内容には至っていない状況でございます。

2点目の県広域避難計画についての見解と今後の方向についてでございますが、県の原子力災害に係る広域避難計画の策定作業につきましては、平成25年9月から関係市町村を集め勉強会という形で意見や要望等を踏まえながら調整が進められてきており、計画の最重要課題ともいべき避難の受け入れ先市町村案が先日公表されたところでございます。

この案におきまして当市は、大子町と福島県と示されているところでございますけれども、他県への避難先につきましては、まだ具体的な市町村が示されていない状況でございます。また、避難に際して使用するルートにつきましては、当市においては原則国道349号線及び118号線によるルートで調整を行っていると同っておりますので、これらに基づき具体的なものを策定していくことになると考えているところでございます。

当市の計画策定につきましては、県の計画策定管理が平成27年3月を目途としておりますので、これ以降、県計画の策定を受け整合を図るとともに、その他市において必要な調整を行いまして策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、集中豪雨等による浸水や土砂災害から市民の安全を守る対策について、浸水や土砂災害の防止対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の災害箇所総点検と土砂災害対策についてでございますが、土砂災害に係る市内の土砂災害警戒区域につきましては、県の基礎調査において739カ所ございまして、このうち県による現地調査等を実施して指定、告示が完了しておりますのは、議員ご発言のとおり306カ所でございます。これらの危険箇所につきましては、県におきまして対策が進んでいる箇所や経過観察が必要な箇所など18カ所につきましては、年1回点検を実施している状況でございます。また、市におきましても公衆用道路など公共施設に影響があるような箇所について異常が見られるような場合には、点検対応などを行うとともに県など関係所管への情報提供を行っているところでございます。

また、台風や大雨など災害の発生が予想されるときには、気象情報や国・県などから情報収集いたしながら、危険な地域につきまして避難の判断をしてまいりたいと考えているところござ

います。

2点目のハザードマップの精度向上、普及と活用についてでございますが、ハザードマップにつきましても、これまで国や県の指定に基づき、洪水による浸水想定深及び土砂災害による危険区域のデータを反映させたものを作成いたしまして、各世帯へ配布を行っているところでございます。このうち土砂災害危険箇所につきましては、市内で739カ所ある中、県の指定、告示が完了している箇所のうち221カ所についてマップを作成、配布をいたしております。今年1月に、金砂郷地区の85カ所が追加して告示されましたので、今年度において金砂郷地区のハザードマップの改定を行っていく予定でございます。

ハザードマップ作成時には、関係地域の町会長や住民の皆様、危険区域に該当する地権者などを対象に説明会を開催いたしまして、ハザードマップの作成趣旨や活用などについて説明するとともに、ワークショップ形式でマップに関する意見や要望などを伺いながら作成いたしているところでございますので、住民の皆様が見やすく活用しやすいように作成するとともに、日ごろからマップ等の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の、市民の確実な避難の実施に向けて国や県と連携した避難情報の伝達体系についてでございますが、現在、国や県などからの気象情報等連絡のため、防災用のファクスにつきましても、機器等の故障による受信漏れが生じないように、防災対策課に設置してある3系統のファクスにより受信をいたしているほか、担当職員のパソコンや携帯電話等へ直接メールで送信されるよう設定いたしているところでございます。また、台風の接近や大雨などの際には、その状況に応じ情報収集のため職員が庁内待機するとともに、緊急時には連絡をとりながら参集することといたしております。

また、避難指示等の発令の内容でございますけれども、これにつきましては、防災行政無線、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、さらには地域メール等を使いまして情報の提供を行うところでございます。洪水や土砂災害など発生のおそれがある場合や災害が発生したときには、避難を要する危険地域の住民の皆様に対し、避難準備情報、避難勧告、避難指示等、その程度や状況に応じ発令をすることとなります。発令をする場合は、気象台からの注意報、警報、気象情報、国・県から河川水位等の情報、パトロールの状況、住民からの通報、さらに河川の水位の状況や雨量の状況、昼夜など時間的な状況、これらの情報収集を行った中で総合的に判断して、安全が確保できる適切な場所を選定いたしまして発令を行うことといたしているところでございます。また、発令の際には、該当する地域の自主防災会への情報提供を行うなどいたしまして、地域の皆様の迅速な避難が促されるようにしているところでございます。

続きまして、公契約条例の制定についてのご質問にお答えをいたします。公契約条例につきましては、公共工事の低価格受注による下請業者への負担及び労働者の賃金低下等を防止し、適正な労働条件や業務の質を確保するため、平成21年9月に千葉県野田市が全国で初めて制定いたしましたもので、現在までに全国で11の市区が制定いたしているものでございます。一方、都道府県におきましては制定されておらず、本県及び県内の自治体におきましても制定の動きが見られない状況でございます。

条例の制定が一部の自治体のみとなっている要因といたしましては、関係法令や上位法令との整合性について論議される例も多く、国の法整備等が先行すべきであるという意見もございまして、これらの調整が必要であるためと考えております。

本市といたしましては、こうした状況を注視しながら国や検討の動向を見きわめるとともに、今後とも低入札を行った業者に対しましては、低入札価格調査制度に基づく価格調査の実施や請負業者に工事費の積算や下請業者との契約が適正に行われ、法に基づいた労働条件が確保されるよう関係法令の遵守を指導してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 まず初めに、市民と地域を守る放射能汚染対策についてのご質問で、放射能による甲状腺がんの県への検査実施要望と、市が検査を実施する場合に県の支援を求めることについてのご質問にお答えをいたします。

まず、甲状腺検査の実施につきましては、これまでの議会でもお答えしてまいりましたが、茨城県から示されている甲状腺検査等を含む子どもたちの健康診査は実施する必要がない旨の考え方、あるいは県内で甲状腺がん検査に取り組んでいる東海村、高萩市などの自治体の直近の検査結果においても、がんなどの重症化の割合が原発事故の影響のない地域と比較いたしまして特に高い数値が示されなかったことなどを踏まえまして、現時点におきましては、市といたしまして独自に甲状腺検査を実施することは考えてございません。

また、放射能による甲状腺がんの県への検査実施要望と市が検査を実施する場合に県の支援を求めることにつきましては、ただいまご答弁申し上げましたように、現時点では市といたしまして甲状腺がん検査の実施を考えておりませんし、また、県におきましてもその必要性を認めておりませんので、県への検査実施要望及び市が検査を実施する場合の県の支援を求めることについての要望を行う考えはございません。

放射線による甲状腺がん検査の問題につきましては、今後とも国・県などから示される考え方や施策、さらには、県内自治体の取り組みの動向などを十分注視しながら、放射能から子どもを守るための対策としてその必要性等について適時適切に判断、適応してまいりたいと考えております。

なお、今後とも各窓口や乳幼児健康診査、乳児訪問等におきまして、放射線による健康不安などに対する相談等には丁寧に取り組んでまいりたいと存じますし、また、市民の皆様に対しましてもさまざまな機会、手段を通して積極的に情報提供、開示に努めてまいりたいと考えております。そういった取り組みによりまして、日常生活での放射能に対する不安の解消を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、子ども・子育て支援新制度の問題点と課題についてのご質問にお答えをいたします。

議員より子ども・子育て支援新制度の問題点等について、大きく4項目にわたりるご発言をいただきましたが、この子ども・子育て支援新制度につきましては、現在、平成27年4月スタ

ートを目指しまして準備作業を進めているところでございます。また、そのための計画作りも進めているところでございますので、そのような取り組みにおける本市の認識、考え方ということで総括的なご答弁をさせていただきたいと存じます。

まず、子ども・子育て支援制度が導入された背景でございますが、子ども・子育て環境に係る今日的課題といたしまして、親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育、保育を送ることが望まれてきたこと、さらに、核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより家庭や地域での子育て力が低下してきたこと、さらには都市部では、保育所に入れない待機児童が存在している一方で少子化によって近くに保育の場がなくなったことなどが大きく取り上げられるようになってまいりまして、これらの課題解決に向け質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供すること、子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど地域の子育てを一層充実させること、さらには待機児童解消のために保育の受け入れ人数を増やすことや子どもが減少傾向にある地域の保育の支援をすることを柱といたしまして、地域の子育て支援の充実を図ることなどにより少子化対策事業を積極的に進めることを目指している制度がこの子ども・子育て新制度であるという認識を持ってございます。

この子ども・子育て支援新制度におきましては、幼稚園、保育園に加え、両方のよさをあわせ持つ認定こども園を普及することや、地域型保育を新設し少人数の子どもを保育する事業を創設することで待機児童の多い3歳未満児の保育を増やすとともに、少子化により子どもが減少している地域におきましては、身近な保育の場を確保することが可能となるものでございます。

「児童福祉法」第24条第1項の規定には、改正後においても引き続き市町村には保育に係る児童に対する保育を提供する義務があるということを規定しているものでございますが、本市といたしましては、来年4月から愛保育園に指定管理制度を導入すること、あるいは来年2月の新たな民間保育の開園により、さらなる保育環境の充実を図るとともに、このたびの子ども・子育て支援関連の3つの条例を整備することにより、児童期における学校教育や保育、地域の子育て支援の量的拡大や質の向上を図ってまいりたいと考えております。さらに各種少子化対策事業が計画的に実施できるよう、外部有識者で構成する子ども・子育て支援会議などのご意見なども十分踏まえまして子ども・子育て支援事業計画を策定し、多様化する子育てニーズに適時適切に対応してまいります。

続きまして、国保税の引き下げについてのご質問で、1世帯1万円の引き下げを求めることについてのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険事業の運営に要する経費につきましては、ご承知のように国・県等からの負担金及び補助金等を除き、原則として受益者である被保険者が納付する国保税で賄うこととなっております。

本市の国保税は平成18年度に、いわゆる合併時の不均一課税状態を解消するために税率改正を行ってございます。それ以後は税率改正、引き上げは行ってございません。保険者としての経営努力により国から交付される特別調整交付金などを積み立てた支払準備基金の取り崩しや、さらに市の一般会計からの繰り入れを受けながら高齢化の進行等による保険給付費の増に対応すべ

く、国保財政の安定化、安定運営に努めているところでございます。しかしながら、近年の経済不況等に加え低所得者の被保険者の割合が高いことなどにより、国保税の市の環境は年々厳しさを増している状況でございます。

そのような中、本市においては被保険者に対する国保税の負担増を回避するために、国保会計決算における歳計余剰金につきましては、引き続き支払準備基金に積み立てをし、一定額の水準の保有額の確保に努めているところでございますし、また、一般会計からも法定外の繰り入れを行うことにより何とか会計における収支の均衡を図っているところでございますので、そのような中でさらに一般会計に負担を求めて国保税の引き下げを行うことは到底できないものと考えております。

また、本市の国保被保険者1人当たりの医療費が県内市町村の中でも常に上位の高い数値を示しておりますように、歳出予算の約67%を占める保険給付費の縮減を図ることが国保税の負担増を回避することにつながるものと考えておりますので、引き続き特定健診、人間ドック健診、さらにはがん検診等の受診率を高めるとともに、健診結果に基づく特定保健指導等を重点的に進めることなどにより、疾病の予防と健康の保持増進を図る取り組みを積極的に進めてまいります。

なお、財政調整基金を充当して国保税を引き下げてはとのご発言がございましたが、財政調整基金につきましては、年度によって生じる財源の不均衡を調整するためのもので、経済不況等による大幅な税収減や災害の発生による多額の経費の支出が必要になるなど不測の事態に備えて積み立てておくものでございますので、議員ご発言のような趣旨で充てられるものではないと考えております。

続きまして、特定健診結果の特定保健指導についてのご質問で、まず初めに、保健指導利用の状況についてお答え申し上げます。

特定保健指導につきましては、特定健康診査結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果がより多く期待できる方に対し生活習慣を見直すためのサポートを行うものでございまして、生活習慣病のリスクに応じて保健指導対象者を3段階のレベルに分けて支援を行うものでございます。

平成22年度から24年度までの3カ年間の利用状況を申し上げますと、平成22年度は対象者598名のうち141名の方が利用、実施率23.6%でございます。23年度は、対象者612名のうち173名の方がご利用されておまして、実施率で28.3%。24年度は、対象者が603名のうち180名の方がご利用されておまして、実施率で29.9%となつてございまして、保健指導の利用者数は年ごとに増加する傾向にございます。

保健指導の内容でございますが、厚生労働省が定めた指導プログラムに基づき、対象者の保健指導の重要性に応じて情報提供、動機づけ支援、積極的支援の3段階に区分し、食生活の改善や適度な運動に取り組むよう具体的な支援メニューに沿って指導支援を行っております。

保健指導を行う上でとりわけ市が力を入れておりますのは、対象者一人ひとりに合わせた食生活、運動プログラムを提案することにより具体的な目標を設定いただきまして、それらを無理なく継続できるように指導、支援をしていくことでございます。また保健指導の期間中は、途中経

過を観察しながら改善に向けた変化が見られない場合には、その都度面接、手紙、メール等を通じてサポートするなどきめ細かな助言指導を心がけ、対象者が最後まで支援メニューを実行し、生活習慣の改善が図られるよう努めているところでございます。

以上のような取り組みにより、近年では保健指導対象者の減少率、いわゆる健康上リスクを抱えている方の数の減少率が県平均を上回る傾向を示してございます。

次に、100%を目指す特定保健指導利用の取り組みについてのご質問ですが、特定保健指導対象者の方には一人でも多くの方に、願わくば全員が保健指導を利用されますように、引き続き勸奨等に努力をしまいたいと存じますけれども、当面は特定保健指導につきましては、平成24年度に策定をいたしました常陸太田市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画の中に、平成25年度から29年度までの5カ年間の保健指導実施率の努力目標値が明記されてございます。経過期間の最終年度である平成29年度の実施率60%の達成を目指して庁内における取り組み体制や実施方法などの見直しを行うことはもとより、市民、各団体、関係機関との密接な連携協力のもとで実効性を高め、一人でも多くの方の生活習慣病の発症リスクの解消を図ることとで医療費の低減化を図ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 再生可能・自然エネルギー活用の現状と今後の方針についてのご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギー活用の現状につきましては、これまで里川町に市及び民間事業者が風力発電を設置し、里川町、徳田町及び上深荻町には民間事業者が水力発電を設置し稼働しております。また、金砂郷地区のハイテクパーク金砂郷と隣接する宮の郷工業団地には、それぞれ民間事業者によるメガソーラー発電が建設され稼働しているところでございます。

一方、市の公共施設への太陽光発電設備の設置につきましては、これまで市役所本庁舎、峰山中学校、生涯学習センター等、10施設に設置しております。さらに市では、平成22年度から一般家庭の太陽光発電設備設置費用への補助を実施しており、これまで――25年度末でございますけれども、4年間で合わせて492世帯への補助を行っており、補助件数は年々増加している状況でございます。

また、平成25年度末までにおける市内の太陽光発電設備の設置件数は、一般家庭及び事業所を合わせて902件となっております。

次に、今後の再生可能エネルギーの活用につきましては、平成25年度に策定した第2次環境基本計画におきまして、再生可能エネルギー導入の推進を位置づけております。現在、宮の郷工業団地内に民間事業者によるバイオマス発電の建設やゴルフ場内にメガソーラー発電の建設が計画されているところでございます。

また、一般家庭への太陽光発電設備設置費用の補助につきましても、引き続き多くの市民の方が利用しやすいよう必要な予算を確保し、制度を充実させ太陽光発電設備の普及を推進していく考えでございます。

さらに公共施設への太陽光発電設備設置につきましては、平成27年度に金砂郷地区統合中学校や複合型交流拠点施設——道の駅でございますけれども、ここへの設置が予定されております。

今後につきましても、国の補助金と財源の確保に努めながら推進していく考えでございます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） 再質問をいたします。

2項目めの集中豪雨等による浸水や土砂災害から市民の安全を守る対策については、常日ごろから職員も住民も防災意識を高めるという意味では、先ほどもいろいろな方法が出されましたけれども、一つ一つしっかりと取り組んでいってほしいと。やはり職員の正確で機敏な行動が求められていくと思いますので、そういった面でも行政職員の日ごろからの訓練といいますか、そういったこともぜひ進めていってほしいと、このように思います。

1項目めの東海第二原発再稼働の……。

○深谷秀峰議長 宇野議員、申し上げます。1問1答方式は通告順にお願いいたします。ですから、今2番目の集中豪雨をやりましたので前に戻ることはできません。申し合わせ事項です。

○20番（宇野隆子議員） それは私は申し……。

〔「決められたことだよ」の声あり〕

○20番（宇野隆子議員） それは私は聞いておりません。前も時間の配分で必要なところからそれをやっていきましたので、1項目めから一つ一つやっていったわけではありません。

○深谷秀峰議長 宇野議員に申し上げます。通告順に1問1答方式で再質問してください。

○20番（宇野隆子議員） それでは3項目めに移ります。公契約条例の制定についてですけども、やはり現場で働く労働者の人たちの最低賃金がきちんと支払われているかどうか、そういったこともしっかりと確認しながら公共サービスにおける質の向上も図っていくと。そういうことについて今、公契約条例は国・県の動きもないというところで、全国的には市町村で少しずつ広がっているという状況にありますけれども、やはりそこをきちんと押さえていくということは、書類審査等々をしっかりときちんと検討することが大事だと思いますが、この件についてもう一度伺いたいと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 先ほどもご答弁いたしましたところでございますけれども、この条例が関係法令や上位法令との整合性について論議される例も多く、現在、各市町村の状況を見ているところでございますので、当市におきましても引き続きこれらの状況を注視いたしまして検討してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 子ども・子育て支援新制度についてですけども、全て国において決まったということではなくて、こまごまと細部にわたってはまだまだ方針が変わるというようなことも言われております。とにかく問題点としては、先ほど質の高い保育というような話がありましたけれども、本当に現行どおりの質の高い保育が今後行われるのかどうかという部分につ

いては、例えば学童保育などは資格を持っている支援者が一人いれば、あとは補助員といいますか、そういうことで複数で当たるということにはなっております。そういう部分とか、保育ママ、家庭内保育、事業所内保育、そういうところは必ずしも保育士の資格を持っていないでもいいということが出されてきて、これでは余りにも安上がりな保育ではないかと。そういうところでは、本当に質の高い保育が今度の新制度の中で維持できるのか非常に懸念しておりますけれども、質の高い保育というのは、例えばどのようなことを指しているのか伺いたいと思います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 このたびの子ども・子育て支援新制度におきましては、従来の公共的な役割プラス民間のいろいろなノウハウ、あるいは質というものをこの制度に導入して、地域あるいは子育て中の母親の皆さん方が求める保育をより実施していこうというものでございます。当然仕組みが変わりますので、その中で行政の役割というのもまた新たに重要になってまいります。現場の実態等を注視しながらよりよい環境が確保できるように努めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 5項目めの国保税の1世帯1万円の引き下げを求めることですが、財政調整基金44億7,000万円——平成12年度の決算ですが、平成13年度の決算で見ますと47億円ほどになっております。これは不測の事態に使うというような話もありましたけれども、財政調整基金というのは必ずしも不測の事態ばかりには充てられるというものではないと思いますが、そこを確認したいと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 財政調整基金でございますけれども、年度間の財源調整機能もございます。このような中で平成32年には、合併算定がえが終了することにより20億5,000万円の財源不足が見込まれているところでございます。このような将来の財政運営において確保するため財政調整基金を積み立てていくものでございますので、国保会計への繰り出しといったものを考えているものではございません。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） ただ、金額が47億円ですから大変な額が基金として積み立てられているわけです。国民皆保険で誰もが今いろいろな保険に入っておりますけれども、最終的には国保に入るわけです。その国保の中で払い切れないと苦しんでいるときに、47億円もため込まれている基金ですから、これを一部回して国保税の引き下げに充てると、それはできるのではないかと思いますけれども、その点について伺いたいと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 市全体としての将来にわたっての財源確保が重要だと思っておりますので、先ほどご答弁いたしましたとおり、将来の一般会計の財源として使用を考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 特定健診の特定保健指導ですけれども、29年度までに60%引き上げ、本来は100%だと思いますが、今30%から35%、これを倍に引き上げていくということで、物理的にはどういうことを考えているのかどうか。これまでの体制の中ではできないと思いますけれども伺いたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 特定保健指導の実施につきましては、議員ご発言のように、まだ30%台ということで非常に高いハードルであるという認識は持っております。ただ自治体の取り組みによりましては、対象者を呼び出す方法を工夫したり、あるいは今、市では保健指導員という方に活躍いただいております、地域の中でそういった健康意識、あるいは健診を受けるという意識を高める取り組みを進めているところでございます。そういった地道な取り組みを重ねることによって目標値に近づけるよう努力をしてみたいと考えております。

以上です。

○深谷秀峰議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時49分散会